

基本目標② 安全に暮らせるまち

施策2-1 防災対策の充実

現状と課題

本町では、防災体制の充実を図るため、町単独の防災気象情報システム^{注11}や全国瞬時警報システム（J-A L E R T）^{注12}、消防防災通信基盤、防災用資機材倉庫などの整備を図るとともに、消防団・消防署をはじめ関係機関などと連携を取り必要な訓練を行っています。

また、宇美町地域防災計画に基づき、防災体制の充実を図り、災害に強いまちづくりを進めています。

常備消防については「粕屋南部消防組合」に加入しており、非常備消防については10の分団からなる宇美町消防団があります。

しかし、高齢化の進行などを背景に、救急ニーズが増加傾向にあるほか、地域の消防の要である消防団においても、団員の不足、町外で勤務する団員の比率増加による雇間の団員空洞化など、消防力の衰退が懸念されています。

このため、地域での消防力の強化に努めるとともに、地域防災計画・国民保護計画に基づき、町及び防災関連機関、町民が一体となった体制の確立を図る必要があります。

施策の方向

地域防災の体制強化に努め、安心して暮らせる総合的な防災対策を推進します。

消防については、常備消防と消防団・自主防災組織との連携により、その機能の充実・強化に努めます。

注11 防災気象情報システム：町内や近隣市町の雨量と河川水位、ライブカメラの情報をリアルタイムで見ることができるシステム。システム内の「防災メール」に登録すると、気象情報や町からの緊急情報などが配信される。

注12 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）：弾道ミサイル情報、大津波警報、緊急地震速報などの緊急情報を、人工衛星を用いて国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から送信し、市区町村の防災行政無線や携帯メール、コミュニティFMなどを自動起動させるもので、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム。

施策の体系

2-1 防災対策の充実

- (1) 総合的な防災体制の確立
- (2) 地域での防災力の強化
- (3) 避難行動要支援者対策の充実
- (4) 消防団の活性化
- (5) 火災予防・初期消火・救急救命に関する知識の普及

主要な取組

実
践
計
画

(1) 総合的な防災体制の確立

避難路・避難場所の周知、防災施設の整備充実、公共施設の耐震化、緊急時の情報通信体制の充実、地域の商工業者の協力による食糧・飲料水・生活必需品などの備蓄など、地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の確立を進めます。

また、有事などの緊急事態に対応するため国民保護計画に基づき町民の安全確保に努めます。

(2) 地域での防災力の強化

土砂災害ハザードマップ^{注13}などによる啓発・情報提供の充実や防災セミナー、防災研修会などへの参加、地域での防災訓練の充実を図るとともに、地域における自主防災組織の育成・強化、防災ボランティアの育成、木造住宅の耐震化の啓発など町民の防災意識の高揚と地域ぐるみの防災体制の確立に努めます。

(3) 避難行動要支援者対策の充実

関係機関と連携して、避難行動要支援者^{注14}の把握と地域での情報の共有など横断的な避難支援体制の確立を図ります。

(4) 消防団の活性化

消防団の重要性などに関する町民意識の啓発を図りながら、団員補充対策の強化や研修・訓練の充実による団員の資質の向上など、消防団活性化対策を推進します。

注13 土砂災害ハザードマップ：警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるために、これを記載した印刷物。

注14 避難行動要支援者：災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であることから、円滑かつ迅速な避難のために特に支援を要する者。

(5) 火災予防・初期消火・救急救命に関する知識の普及

町民を対象とした防火講習会・消火訓練、A E D^{注15}による応急処置講習会などを開催し、火災予防・初期消火・救命処置の知識の普及を推進します。

目標指標

指標名	単位	平成25年度 (基準)	平成30年度 (目標)
災害時の避難路・避難場所を知っている人の割合 (「知っている」の回答数／アンケートの有効回収数)	%	66.7	70.0
防災気象情報システム登録者数	人	342	540
避難行動要支援者登録者数	人	56	1,000
消防団員数	人	178	197
防火・防災訓練に参加した人の割合 (「参加した」の回答数／アンケートの有効回収数)	%	10.2	20.0



注15 AED : Automated External Defibrillatorの略で、「自動体外式除細動器」のこと。「突然心臓が止まって倒れてしまった人」の心臓のリズムを、心臓に電気ショックを与えることにより再び正しいリズムに戻し、蘇生するための治療機器。

施策2-2 交通安全・防犯の充実

現状と課題

本町では、交通事故の発生を防止するため、粕屋警察署、粕屋地区交通安全協会宇美支部会など関係機関との連携のもと、交通安全教室の開催や交通安全運動の実施を通じて、町民の交通安全意識の高揚を図るとともに、カーブミラー、ガードレールなどの交通安全施設や歩道の整備を進めてきました。

しかし、幹線道路の整備、充実に伴い交通事情も変化してきており、スピードの出しすぎなどによる重大事故が多発する傾向にあります。

今後は、全ての町民が交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、家庭や地域において交通安全意識の高揚を図り、子どもから高齢者まで年齢層に応じた交通安全教育や啓発活動を継続して実施するとともに、通学路、生活道路などの実情を再点検・再確認し、危険箇所への交通安全施設や歩道などの整備を進める必要があります。

防犯については、粕屋警察署、粕屋地区防犯協会をはじめ地域防犯団体などとの連携のもと地域の防犯体制の確立を進めてきましたが、社会環境の変化や核家族化などにより、地域における犯罪防止機能の低下が懸念されていることから、今後も行政区（自治会）や学校、事業所などとの連携をさらに密にしながら、防犯意識の高揚や地域防犯体制の強化を進めていく必要があります。

施策の方向

警察を中心とした関係団体との連携を図り、交通安全への意識の高揚や施設整備の充実に努めるとともに、犯罪や事故のない地域防犯体制の充実を図り、町民の暮らしのニーズに対応した安全な環境づくりを推進します。

施策の体系

2-2 交通安全・防犯の充実

- (1) 交通安全意識の高揚
- (2) 安全な道路環境の整備・維持
- (3) 防犯意識の高揚
- (4) 防犯環境の充実

主要な取組

(1) 交通安全意識の高揚

交通事故の発生を防止するため、関係機関と連携して、子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を実施するとともに、飲酒運転撲滅のPR、危険箇所への交通安全幕の設置、交通安全運動の展開など町民の交通安全意識の高揚を図ります。

(2) 安全な道路環境の整備・維持

交通の安全を確保するため、交通安全施設をはじめ信号機・横断歩道の設置要請、道路線形改良の促進、主要道路の歩道整備など道路環境の整備を計画的に進めます。

(3) 防犯意識の高揚

警察や関係機関・団体との連携のもと、広報による啓発活動や情報提供を通じて、町民の防犯意識の高揚を図ります。

また、犯罪被害者などの支援のための体制整備を推進します。

(4) 防犯環境の充実

各行政区（自治会）や事業所、小・中学校PTAなどによる自主的な地域・学校などの安全活動を促進し、町ぐるみの防犯活動の体制強化を図ります。

また、行政区（自治会）との連携により、必要な箇所への防犯灯の整備を進めるとともに、適切な維持管理に努めます。

目標指標

指標名	単位	平成25年度 (基準)	平成30年度 (目標)
交通事故発生件数	件/年	190	170
防犯活動・パトロール活動に参加している人の割合 (「参加している」の回答数／アンケートの有効回収数)	%	15.8	20.0



施策2-3 消費者対策の充実

現状と課題

本町では、主に広報誌やパンフレットなどの啓発物に消費者トラブルの具体的被害事例を掲載し、被害防止についての情報提供に努めるなどの広報、啓発活動を行ってきました。また、平成25年6月に宇美町役場庁舎1階に「宇美町消費生活相談窓口」を開設し、毎週月・木曜日に専門相談員による相談受付、解決のためのアドバイスを実施しています。

消費者が安全で安心できる消費生活を送れるようにするために、適切な選択が行えること、必要な情報を知ることができること、被害の救済が受けられることなどが重要であり、「消費者の保護」とともに、「自立する消費者づくり」を目指した消費者教育を推進することが求められます。

施策の方向

消費者保護に関する啓発などを行うとともに、消費者教育の推進を実施し、自立する消費者の育成に努めます。

消費生活センターを糟屋中南部地域で開設し、より細やかな相談対応や情報提供を行っていきます。

施策の体系

2-3 消費者対策の充実

- (1) 消費生活に関する情報の提供
- (2) 消費生活相談の実施
- (3) 高齢者へのサポート
- (4) 消費者教育の推進

主要な取組

(1) 消費生活に関する情報の提供

関係機関との連携のもと、広報・啓発活動の推進をはじめ、消費者講座の開催や消費者向けパンフレットの配布などを通じて消費者教育・啓発を進めるとともに、消費生活情報の提供、消費者団体の活動支援を進め、自立する消費者の育成を図ります。

また、最近被害の多い振り込め詐欺や不当・架空請求、家屋の点検・リフォーム商法などの情報について、広報誌などを活用して提供します。

(2) 消費生活相談の実施

糟屋中南部地域での広域消費生活センターを開設し、月曜日から金曜日までの週5日間専門相談員による消費生活相談を実施し、また、宇美町消費生活相談窓口においても週1回、専門相談員による出張相談を開設し、被害発生時における効果的アドバイスなどを行います。

(3) 高齢者へのサポート

高齢者が被害にあわないためのアドバイスや、被害にあった場合の対応を関係機関などと連携してサポートします。

(4) 消費者教育の推進

啓発活動や専門相談員による消費者講座を実施し、自立した個人として合理的な判断ができるような取組を行っていきます。

目標指標

指標名	単位	平成25年度 (基準)	平成30年度 (目標)
広報誌への情報提供数	件/年	12	12
消費者からの相談件数（町内居住者）	件/年	78	78
出前講座の開催回数	回/年	3	7
消費者講座を開催した中学校の数	校/年	—	3